

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等）
 - ・医療機器メーカー、再生医療関連企業、物流事業者などと連携し、低温・超低温保管技術を活用した新サービスの共同開発を進める。
- b. IT 実装支援（共通 EDI の構築、データの相互利用、IT 人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）
 - ・医療機器・再生医療等製品管理に必要な温度ログ・保管記録のデジタル化を支援し、データの相互利用を可能にする。
- c. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）
 - ・物流拠点における省エネルギー設備（高効率空調・LED 照明等）の導入を進め、協力会社にも導入効果を共有する。
- d. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）
 - ・従業員の健康管理施策（定期健診、メンタルヘルス対策、禁煙支援 等）のノウハウを協力企業へ提供する。
 - ・サプライチェーン全体で働く人々の安全・健康を守るため、安全衛生管理に関する研修の共同開催を行う。
 - ・健康促進イベント（歩数チャレンジ、運動習慣プログラム等）の実施。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に 1 回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。基本的には手形の取扱いはいたしません。万が一、先方都合で支払いを受ける場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とします。電子記録債権の活用等も含め、取引先の資金繰りに配慮した支払条件の改善に努めます。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。共同研究・共同開発においては、成果の帰属・利用条件等をあらかじめ協議し、公正な条件を契約書に明確化します。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- ・ 地域の医療機関、医療関連の中小企業、スタートアップとの連携を通じて、ヘルスケア分野におけるイノベーションを支援します。
- ・ 事業運営における環境負荷低減を重視し、省エネ化と脱炭素化を積極的に推進しています。具体的には、省エネルギー性能の高い設備・機器の優先採用や再生可能エネルギー100%による電力利用、リサイクル対応など、持続可能な事業運営に取り組みます。
- ・ 定期的取引先満足度調査を実施し、取引条件やサポート体制の改善に努めます。
- ・ 本宣言の理念を社内に浸透させ、役員・従業員への周知を徹底することで、取引先に信頼される企業としての行動を継続します。

2025 年 12 月 1 日

<u>五條メディカル株式会社</u>	<u>代表取締役 原田 杏子</u>
企 業 名	役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。